823
34

毎日記

天明三年
九月より十月

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

35.2.12

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

九月朔日晴天

〃当日右ニ付御役所当館御用ニ付出役之儀ニ付

一武蔵屋庄兵衛方ニ於テ出張御役所

右ニ付品川町代官通詞中同断

但懸合之儀申之月廿三日御用向之義ニ付

右ニ付勤之趣相達之候処右之通ニ

〃安芸屋之御用向御厳ニ付

〃右ニ付通弁之者使ニ而儀出張候

封進米料理人并米之利銀封進之

外務省引継本

九月五日　晴天

一　為広門閉候ニ付御同所江参居

一　往来無之候ニ付紙衣等相調申候事ニ付家

一　雑々仕候様相成候

一　東叡山二寺湯遣ニ而竹藪相尋ニ付

以御役儀御取次扱可被下候

御相尋候様子取計ニ付半分余り相成

御相違

九月六日　晴天

一　御用入雑ニ付心附ニ而相成

九月七日　晴天

一　御用無之

九月八日　晴天

一　訓道入雑返納仕候ニ付申付候者

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一此度十月二日此ニ方清水様田安様相極
中作成人御ヶ月ニ今度ニ而御評定所ニ付御普請
相成居候書ニ付御内相成候ニ付
中奥日々月日相済ニ付返答書中達ニ付例
御役御内見ニ今度御評定所ニ付相成候様
評定所例月ニ相成候ニ付御評定所
書付出候ニ付相成候ニ付御評定所
相成候ニ付御内容申達ニ付御達ニ付
以月書部御書状を相成候ニ付

一御役御用人上使御宿ニ付御用
右御相達候御書付御用向之
被仰出之
一右御国表ニ付御用向ニ付御達之
相成候
一其通御通使者之御同姓名ニ而
此月被仰付候之文略

覺

一　巡差備官士正韓判事今月

八日下來事
癸卯九月初八日

訓導主簿 下判事
別差 景安 趙判事

一 二巡差備官景和朴判事今月
八日下來事

九月九日晴天

一 重陽ニ付御酒肴被遣候付
館守方ゟ東萊府使并釜山僉使江遣之

一 代官方ゟ訓導別差江町役中間ゟ
訓導入館之節例之通被相勤候付
清左衛門致出頭候付中達候処
判事中ゟ代官方江被差遣候様申
之候旨訓導ゟ申来候付
相達置候事

一 訓導別差江御菓子被遣候付
町代官方ゟ差遣之
通事中ゟ相達候事

〃 西丸御花畑へ出馬中奥御用掛[illegible]川路
一 出[illegible]西御目付[illegible]参上[illegible]御副書
并當方え詰候[illegible]御日記[illegible]候
相済
〃 右[illegible]延[illegible]之事申も無之

九月十二日 晴天

〃 訓導上ノ[illegible]候[illegible]小西[illegible]相済
・ 御用[illegible]手續[illegible]小西[illegible]

相済ん

九月十三日 晴天

〃 御用部屋入来[illegible]川路左衛門尉[illegible]入[illegible]
相済ん

九月十四日

〃 御用無之

九月十五日　晴天

一 曽我伊豫守殿御右筆衆ゟ手紙来、御請
　右筆衆附帳ニ記之一件相済候
　御席之以書付を以被仰付候
　廻之□町役中回り

一 今子ノ刻比上り日方入船有之由船人ゟ
　届出候間進達館江届之

一 右船ハ平蔵手舟見船ニ而武右衛門乗組
　ニ而渡辺小左衛門船手方役

　□潤新□□□小川広左衛門□□□
　之右届着

一 北平蔵□□□□□□□□□□□
　□□□□□□□亀川□□□
　和館□□□□

一 同□□□□□□□□□□□□
　六□□□□□□□□□□□
　小□□□□□□□□□□□
　□□□□□□□□□□□□

九月十六日　雨天

一 寺澤入館之後小野寺より被仰達

一 唐高道寧海之首之人并送還度望之

西川人（浅井平左衛門）封進仰付候に付

揚清書様二通被御渡御別紙へ可有之

一代官射鞍被仰渡候

一 通事人（羽鮮人）是も同様に被仰付候由

清川殿被仰候代官殿に兼御届

清從同役被申伝候に而御届被附

右者江戸御薩渡海候間夜御頼被仰渡

上ル御役加賀為上巳等上ル全門渡

御座候

一 佐渡守様御判書付差出候由

漂流者

一 右手穀物通被仰後共に

清書写取寺書候

御同用御張写相済門候

一 御役達銀判御海

右船ゟ差出申候、此段申上ル

〃 浦役船ゟ相越候ニ付、早速遂吟味候所
往来ニ而御座候、此段申上候

〃 御倉役之者村瀬好兵衛与申者船ニ而罷越候
段申上ル、此段申上ル

〃 清右衛門付瀬清兵衛同清右衛門付御番
并右同付御用之者ニ而、更代申付候
乗代之者共ゟ吹嘘相渡候ニ付、御船
着船之上ニ而、着船之趣申上候段申上ル

公役之鮮御用ニ付、罷越候ニ付而
揚浦尚仲縁類出、清右衛門ニ相渡ス
乗船、米代之者ニ而、清兵衛ニ相渡之

一 裁判平則政駕船再渡吹嘘
一本

一 巳亥條副特送使二号船吹嘘
一本

一 飛船吹嘘一本

右者今日チボカラ相渡候

右使者ニ遣ス御下

一筆申達候、裁判江も相談候処返答之義
御用ニ而ハ無之、人ニ相伝ヘ之ニも相談候ニ
非常者ニ之事ニ而ハ無之候、御用之節者
兼而被仰付候通、裁判江も追々
多分人無用ニ而一切相対候様ニも
入精ニ而無余儀候相残被仰出人
同ニ成仕候之ニ為一向就ものかと切ニ存候
御座候用向ニ取計ニ而もし早速可被成度

入組義難測事ニ付御書翰ニ而御座候
通辨ニ相勤ニ而ハ之ニ付御用ニ可致者
勤書之不及意無之候付御断裁判
申渡候同伴江も早々不及居留守
三ニ相成意味を以承知ニ可被下候
此非無之ニ達セ候へく為心得候

九月廿日　平田隼人

古川図書

家老中殿

九月十八日　雨天

一 御前江大宰帥卿ゟ御菓子被相送

一 白天ゟ御使被下之

一 阿蘇殿今晩参候ニ付前ゟ申遣候使弁兵衛

一 小田原ゟ参候人相送

九月十九日　晴天

一 御用之儀ニ付御附衛ゟ肯宮様ゟ扇子拝領揚梅様御頼ニ付書状遣紙ゟ渡ゟ申遣候

右為御代官對面有之

上六条　甚右衛門

一 右京裁判之事申遣候代官加へ申遣候

一 神護寺御杣山之事遣候由申越候

一 右近衛殿ゟ被仰付候儀ニ付御使被下候由

御状参候由申遣候

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

寧海漂民賀船吹嘘一本

姓名書差越候ニ付左ニ記し

覺

一 釜山僉使柳光璧今月二十日
當任之事

癸卯九月二十一日

訓導士益卞判事

別差景安趙判事

館司尊公

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

清書之儀清書ニ而差出候様申達候處

易ニ変り候ハゝ何時ニ而も南京ゟ御用

之場所差出ニ相成候ニ付[illegible]

有之候ニ付[illegible]拙者方ニ而[illegible]相成可申

先年之通清書ニ而申上候様申達ス

去七月七日朝鮮国之浦ニ漂着之平海漂民

三人[illegible]還被差越候ニ付

[illegible]封[illegible]進[illegible]料理人[illegible]

[illegible]

無同様[illegible]中ニ而[illegible]

以書付米銭[illegible]為[illegible]取計候

相達候處通事[illegible]文書差出候ニ付

覺

一 四巡漂民看病人一名處米二石

入給事

癸卯九月二十一日

訓導 [illegible] 下判事

別差 [illegible] 下判事

趙判事

館司尊公

尽ハ之一季ニ悪てハ其上ニ而御締
手前ニ而ハ上江別而厳重ニ申渡し
無之候ハゝ召仕候者共ハ一同ニ申付
此度中屋敷用屋敷ニ而ハ格別之家
ニ而も右同様ニ可有之旨可申付
人作

一 物詰場之儀者出火之節金庫并
附属之者ニ而御締之儀役方役之
御用ニ而構ひ無之故取締可心得
差又其筆ニ而抔抱ニ至り不都合之儀
無之又其都合ニ依折々柄ニ而ハ以之外
往々申支候處取扱ニ付差支之事
無之度ハ之ニ付自分勤抱不ニも
非之之沙汰混乱之一ツニ可相成候ハゝ
不勘ニ事ニ付万一右抱等も取締
之取有之候ハゝ同海之儀常ニ無油
断有之事ニ而尚又等閑ニ相成候ハゝ
不作法之者御取扱ハ雑作ニ而御締

又當番ニ付被仰出候由ニ而御用番ニ
其分同御請申上候處雑作御作事
奉行御ニ而被申上候節者御普請
奉行振合も有之候ニ付雑作被申付候
事故御作事ニ而普請被仰付候處
奉行人相勤候處此儀御入用
之儀を以御普請ニ而御差出候
之由ニ付御被申上諸事被相心得
可致候旨被申上候
以御用番江御請申上候處
被仰渡候付相定候旨被申上
高岸喜三郎方ニ而御普請被仰付候
可被申付候儀御聞ニ入候
申達候
一 雑作之儀被申上候處此儀御普請方
可被申付候處雑作御普請被仰付
被仰付候ニ付以御入用之儀
其御作事方遣候様被申付候

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

九月廿八日　晴天

〃 昨日従御作事被仰付今朝相済候上江戸

本帆之儀多出青帰り廣司虎九郎并

清厳出役入初見参来

〃 別出役入組ニ付出無之候相済候

〃 福嶋清兵衛与兵衛武藤次郎・北嶋利兵衛

副持参文ニ菓子相日相改同役六人参上

新掛り候相済且又迎懸り申上候

同役中候相済候

〃 人参売申付候　傳無御座候

〃 右之通手勝手候頼出候ニ付

九月廿九日　晴天

〃 副持参文二冊之書付清写出来・北嶋并右

七月日之通御秘別出役申達候御文

〃 以前之絹相済候通候

左右之無之

〃 副持参文四参候人龍田見分候留守居候

[illegible]

九月廿四日雨天

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一四巡漂差使接慰官咸安郡守
呂萬承

一五巡漂差使接慰官丹城縣監
盧允中

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

送状人江佐渡方ゟ差出候以上
以上得之
九月廿四日
平田隼人
古川常書
森茂三郎殿

〃 能登屋忠兵衛
右所右衛門

竹本欽之助当番ニ付

〃 右能登屋中ニ付帰之夜右為承候

十月四日晴天

〃 嘉兵衛門宅ニ付取合ニ付

〃 能登屋之浄改之浄海坊 白井
為物為参入来

〃 斉藤虎之助 井上左衛門 至長門
与兵衛 与庭左衛門 下目付 御長
送文第継之手力行御嶋 ...
御送方参入来

〃 副将送文彩女之中 ... 勘兵衛

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

十月廿四日　曇天

〃 寄席門関氏中川将曹同世話人

〃 右ハ御老母佛参候ニ

〃 別段入館之儀相済候也

〃 明日ハ御前庵丈封進寄相極候ニ付

〃 右相済候

〃 無間福上備ニ付武徳院前受

別段御道封進寄尚寄合出勤ニ付

之通右為同人ニ相成候ニ相済

右ハ相済候ニ付之通ニ而小田村

〃 明日寄席ニ而清水代官例之通御達

十月廿六日　晴天

〃 寄席門関氏中川将曹殿

〃 右段入館之儀相済候

〃 右ハ御前庵丈封進寄相極

〃 懸ケ付ケ小谷波多野御目付

清水宗殿

下ニ而出勤之

御沸拙渋服白川様へ御出ニ付御使僧
相済候ニ付御出合之上返事有之
〃一精進之斗ニ而御封進之事先年十五日
十六日十七日掛ニ服右之者分相済二度
表北殿へ御出ニ付為御礼相済日之外
其方并為遣

十月八日晴天

〃宗普寺入館ニ服中ニ付相済候

〃南都ゟ通用中ニ去ル何ゟ無沙汰ニ致之通 二通
当月廿六日到着之処此度為差出白
明日未之刻ニ致候ニ付為御見舞可被参候
中ニも無沙汰候ニ付御届之儀申上候
此越度之事ニ無之候ニ付相済候由申
此度相済候
〃二通之手紙写之二度ニ付返事ニ御出被成候
御科之段十四日ゟ同六日迄入道之待服申渡
中之越度ニ付白川様御出ニ付十七日服

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

十月八日

御出府之節ハ御同苗様方ニも御帰
座之上格別御安心被成候半与奉
存候 同人ニも御序ニ宜敷様奉願候
此者儀ニ付兼而申上候處御用捨
奉存候且又拙者近々御暇被成
下候ハ御見舞可申上候而候
越候ハ、且又拙者ニも御遠慮ニ被仰下候
御出府ニ而参上仕候様御目ニ掛り
可申上候得共何分御用多候ニ付

拙者儀も無拠用事有之御無沙汰仕候
候處御断申上候 御遠慮ニ被下度奉
願候 右御礼旁如此御座候
恐惶謹言 御出府之節ハ宜敷御頼申上候
秋之儀御座候

十月廿日　　　　牛岡忠三郎

国立国会図書館　　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

十月廿九日　晴天

〃 裁判所門守ニ而酒肴振舞候
被仕廻候旨申聞候、明日出帆之筈ニ付
御暇乞為被参候旨申来候

〃 浄圓院江飛脚ヲ以橋本新兵衛方ゟ被申付
返答有之候、又右肝煎代橋本ゟ
為御礼参候旨、左候て右衛門罷出申候

〃 銀子出シ候手紙差上ル

〃 副特送使正官人并都船主
封進宰判所之手板定、茶礼度
被仕候処、無之、中間ゟ助右衛門、今日
右ニ付別代官江申候、手附乃
相済候旨、中村喜太郎ゟ申来ル

〃 右之趣を以名書付、裁判、渡し

〃 近日之内東向寺ゟ以表向申来ル
右之文ハ先記之

覺

一 問慰官護還裁判

接慰官梁山郡守
李師濂差定事
癸卯十月初九日

覺

一六巡漂差使接慰官
昆陽郡守趙貟相
差定事
癸卯十月初九日
右本書八寸六文ニ縮写在之

十月十日　晴天

別差入館ニ付参候而
御着封進之義日取来ル十一日十二日ニ而
内ニ而御極候得共何ニ而も封進ニ重而

国立国会図書館　　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

来ル十二日ニ赤穂非役住居ゟ小普請
差扣相止ル
六郷隆之丞ゟ別紙同役并権四郎
来ル廿七日八日之内掛り非役御内々
白川揃之義ニ而遠山嘉右衛門ゟ申越候
記書ヲ以遠山半左衛門ゟ被申越
萬端及示談置候也

佐々木東蔵殿　別清
河路留蔵丞殿
須助

大野竹之助殿ゟ差扣之儀被仰付候ニ付
飛驒守殿御附ニ而右之方へ被付置
主殿頭ニ而右之溝口方江代官方ゟ
手紙を以申遣ス

河野甚右衛門殿
中尾伊兵衛

右之御用国役相済候ニ付御伺等之処
中村溝口方江代官方ゟ手紙を以申遣ス
帰国之節一緒ニ而道中ニ而申遣

十月十日　晴己

〃　沙弥清神役丸船ニ而松山着致候
無位右尾(?)ニ而申遣ス家来(?)会津
中村弥沙切子同用(?)水主(?)申候
〃　右役之(?)内ニ而積候
一　山貫米四百俵　神役丸
一　黄金弐千両八拾石(?)行　才蔵(?)
又　味噌(?)弐拾七行　壱貫(?)人
右六国ニ而市之代中尾(?)御(?)弥(?)右衛門

之雑右衛門分
〃　御見舞ニ人参差上候今日用事人
御着(?)中二十(?)日(?)
〃　朝(?)比(?)處(?)我(?)相渡候ニ付(?)當(?)年(?)
一件(?)此(?)文(?)書(?)面(?)書(?)之(?)通(?)ニ(?)
差(?)出(?)下(?)書(?)付(?)之(?)前(?)中(?)上(?)候(?)
〃　廿十日ニ(?)而相(?)替(?)
〃　扇(?)子(?)一(?)ツ(?)進(?)上(?)候(?)(?)加(?)納(?)
同(?)封(?)進(?)菊(?)花(?)清(?)二(?)一(?)ツ(?)進(?)上(?)

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一 紙種同所より被差越候ニ付
当年之者御座候ニ付如此候

十月廿日　　館守

裁判
平田隼人殿

以手紙致啓上候、然者此後ニ而三日御
封進宴相整候ニ付其外書付
上官書諸使員人馬宗中并上下
差出候儀進之節乃送進之候

以取計可被申候、且又一同其節御留可
諸使員可宗中八ケ所ニ為
持参可借候御座候ハヽ可申候

十月廿日　　館守

一代官
樋口小左衛門殿

以手紙令啓上候、然者此後十六日被遊
封進宴相整ニ付諸事差出候
一の品付候而は先達而申付候

上下差引残銀之儀ニ付申上候

十月廿一日　　能登守

松代侯

以手紙致啓上候然者御渡被下候二万両掛合

封進之儀者御聞済之分金内一万両

上下之衆上下ニ以御大納言高行級

大廻之分も御引渡可被下候

大小姓衆御用

十月廿一日

能登守

御出之節御申度

出羽守

沼田小笠原侯

以手紙致啓上候然者御渡被下候二万両掛合

封之義者御聞済之上坂御大廻口

之者結構之儀ニ御座候処御差支

着之上者御承知被下候様奉存候外

御級之義者御頼申上候以上

十月廿二日

能登守

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

非常ニ備候ニ付、右者飛様ニ下シ置候上者
相違ニ而御手当御借ニ而候、此節ハ半漬
出来通候ニ付、御厚恩ヲ被為蒙候ニ付
御年中ニ而之御難儀之次第ニ御座候ニ
存候得共、府史之義ニ付、御手当ニ差出
詳ニ相分リ候ニ付、委細之趣御取計ヲ
波之丁寧ニ申出候ニ付、右之次第相願候ニ付
御手当ニ而差遣候事
但、其外御目付衆ゟ差紙ニ而[illegible]之

十月十二日　晴天
一　拙者儀封進之義ニ付、右御届用ニ付、右之届
差出ス
一　御紋付御役土岐 士剛鄭僉正 入館
之衆小御目附相勤
一　新市右衛門進物相渡候ニ付、役所へ
相勤候